

改正

平成10年6月8日要綱第2号  
平成14年3月29日訓令第7号  
平成15年4月1日訓令第13号  
平成18年5月12日訓令第5号  
平成19年3月30日訓令第12号  
平成30年4月13日訓令第11号  
令和2年3月31日訓令第3号

奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年1月14日訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を計るため、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号）に基づいて、循環型社会形成推進交付金の交付される合併処理浄化槽を設置する者に対して、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、処理対象人員が10人以下であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上及び放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所の便槽をいう。

2 前項によるもののほか、この要綱における用語の定義は、法及び関係法令の規定による。

（補助金の交付）

第3条 町長は、別記1に掲げる地域において、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき登録された合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、別記2の各号のいずれかに該当するものに対しては、補助金を交付しない。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、合併処理浄化槽の設置に直接必要な次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 合併処理浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。）
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換（既設の住宅等に設置された単独

処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする。）に係る前号の工事に付帯して行う宅内配管工事費（合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）に必要な工事費

(3) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に必要な工事費（合併処理浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）

(4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換により使用を廃止する単独処理浄化槽について洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用するために必要な工事費  
(補助金額)

第5条 補助金の額は、別表の区分に応じた補助限度額又は補助対象経費の額のいずれか少ない方の額の合計額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を限度として予算の範囲内において、町長が認める額とする。

(補助申請書等の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し

(2) 浄化槽工事費見積明細書（第4条の各号に応じた費用の内訳が明記されたもの）

(3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図

(4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票

(5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証

(6) 浄化槽設置工事請負契約書の写し

(7) 住宅を借りている者は賃貸人の承諾書

(8) 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し

(9) 県税事務所が発行する納税証明書（県税の滞納がないことを確認できるもの）

(10) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知等)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定したものに対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ通知する。

3 町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更しようとするとき、又は補助事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 浄化槽の人槽規模を変更しようとするとき。

(2) 浄化槽設置者又は浄化槽管理者を変更しようとするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の遂行に著しい影響があるものとして町長が必要と認めるもの

- 2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助事業変更等承認（否認）通知書（第5号様式）により当該申請をした補助決定者に通知するものとする。
- 3 補助決定者は、補助事業について次に掲げる変更をしようとするときは、補助事業変更届出書（第6号様式）に関係書類を添えて町長に届け出なければならない。
  - (1) 工期を変更しようとするとき。
  - (2) 浄化槽工事業者又は浄化槽設備士を変更しようとするとき。
  - (3) 浄化槽の製造者又は型式を変更しようとするとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、浄化槽設置届出書に係る届出事項（第1項に掲げるものを除く。）の内容を変更しようとするとき。
- 4 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定年月日から10日以内又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助決定者は、当該補助事業の属する年度に10年を加えた年度の末までに補助対象浄化槽を廃止しようとするときは、第1項に準じた承認を受けなければならない。

（実績報告書）

第9条 補助決定者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）に、次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し、又は補助決定者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類
- (2) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (3) 浄化槽工事の出来高明細書及び支払金領収書の写し
- (4) 当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
- (5) 浄化槽設置配管完了図
- (6) 工事の各工程ごとに、浄化槽整備士及び黒板等に入れた日付が確認できる写真
- (7) 生コンクリートの納品書の写し
- (8) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去工事の写真（撤去処分費の補助を受ける場合）
- (9) 撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（撤去処分費の補助を受ける場合）
- (10) 配管工事の写真（配管工事費の補助を受ける場合）
- (11) その他町長が定める書類

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により、速やかに補助決定者に通知する。

（補助金の請求及び支払）

第11条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書（第9号様式）による補助決定者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消）

第12条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号。以下「暴

力団排除規則」という。)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当することとなった場合

- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認等)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、あらかじめ指定した検査職員に命じ、補助対象合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認させることができるものとする。

- 2 補助決定者、当該工事を担当する浄化槽設備士等(以下「関係業者」という。)、検査職員から要請があったものは、前項の現場に立ち会わなければならない。
- 3 町長又は検査職員は、補助事業の適正な実施の観点から、補助決定者及び関係業者に対し、補助事業又は当該浄化槽の状況について、改善、報告等を求めることができる。
- 4 補助決定者及び関係業者は、前項の要請があったときは、それに従わなければならない。

(譲渡等の届出)

第15条 補助決定者は、補助対象合併処理浄化槽を他の人に譲渡等をしたときは、その相手人に関係書類の引継ぎ及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、30日以内に町長に譲渡等届出書(第10号様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の譲渡等を受けた者は、この要綱及び関係法令上の地位を継承するものとする。
- 3 第1項の譲渡等を受けた者は、法第10条の2第3項の規定により、30日以内に所轄保健所長に浄化槽管理者変更報告書(高知県浄化槽指導要綱第8号様式)を提出しなければならない。
- 4 補助対象合併処理浄化槽を相続した者については、前3項を準用する。

(維持管理)

第16条 補助決定者が設置した合併処理浄化槽は、浄化槽法に基づき適正な維持管理がなされなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 奈半利町ふるさと居住環境レベルアップ推進事業補助金交付要綱(平成5年4月1日施行)は廃止する。

附 則(平成10年6月8日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令第13号）  
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月12日訓令第5号）  
この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月25日から適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第12号）  
この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月13日訓令第11号）  
この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日訓令第3号）  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日訓令第4号）  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月5日訓令第15号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

#### 別記1（第3条関係）補助対象地域

漁業集落環境整備事業区域以外の区域で、奈半利町の区域全域とする。

#### 別記2（第3条関係）補助対象から除く者

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査、又は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 道路、水路等の占用許可等を得る必要がある場合にあつて、当該管理者の許可等を得ずに合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (4) 浄化槽法に違反した行為があつて2年を経過しない者で、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた者
- (5) 建売住宅・モデルハウス等営業用建築物を設置する者。ただし、居住の用に供するため当該住宅等を賃借又は購入する者で、売買契約等により購入者が確認できる場合はこの限りではない。
- (6) 主たる生計の場として居住しない住宅等に設置する者
- (7) 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が2分の1未満の建築物に設置する者
- (8) 合併処理浄化槽設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始しない者
- (9) 暴力団排除規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
- (10) 本町の指定する浄化槽工事の技術基準（高知県浄化槽施工マニュアル等）に基づき施工を行つ

ていない者

(11) 町税又は県税を滞納している者

(12) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの

ア 他の市町村からの転入又は当町内の漁業集落排水施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合

イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合

別表（第5条関係）補助金額

区分		補助限度額	補助対象経費
設置	5人槽	332,000円	第4条第1号に規定する経費
	6～7人槽	414,000円	
	8～10人槽	548,000円	
設置に伴う宅内配管工事		300,000円	第4条第2号に規定する経費
単独処理浄化槽の撤去		120,000円	第4条第3号に規定する経費
くみ取り槽の撤去		90,000円	第4条第3号に規定する経費
雨水貯留槽等への転換		90,000円	第4条第4号に規定する経費

奈半利町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

補助金交付申請書

年度において合併処理浄化槽を設置したいので、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。また、奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる者に該当しないことを誓約します。なお、本申請における、敷地内への立入り及び納税状況の調査をすることについて同意します。

記

1 設置場所の地名番地		
2 設置する浄化槽	人槽規模	人槽
	名称及び型式	
3 補助金交付申請額	金	円
4 補助対象経費	金	円
5 浄化槽を設置する住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人（共有名義の場合を含む。）	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
6 工事区分	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽撤去 <input type="checkbox"/> くみ取り槽撤去	
	<input type="checkbox"/> 宅内配管工事	
	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への転換	
7 浄化槽工事予定期間	年 月 日～	年 月 日
8 浄化槽工事業者	所在地	
	名称	(浄化槽設備士名 )

添付書類

- (1)  審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2)  浄化槽工事費見積明細書  
( 浄化槽設置工事  配管工事  単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去工事)
- (3)  設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4)  全浄協による登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (5)  小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- (6)  浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (7)  住宅を借りている者は貸貸人の承諾書
- (8)  浄化槽工事業者の登録通知の写し又は特例工事業者の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し  
設備士の免状の写し
- (9)  県税の納税証明書
- (10)  その他町長が必要と認める書類

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

奈半利町長

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
  - (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
  - (2) 奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守すること。
  - (3) 奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
  - (4) この交付の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
  - (5) 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに工事を完了しなければならない。
  - (6) 補助決定者は、合併処理浄化槽設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始しなければならない。
  - (7) 変更承認等
    - ア 補助決定者は、申請内容を変更しようとするとき、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は申請を取り下げようとするときは、あらかじめその旨を町長に申請し、又は届け出なければならない。
    - イ 補助決定者は、補助事業に係る浄化槽設置工事が予定の期間内に完了しないとき又は当該工事を行うことが困難となったときは、速やかにそれらの状況及び理由を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (8) 実績報告  
補助決定者は、浄化槽設置工事の完了後30日以内又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を町長に提出しなければならない。
  - (9) 維持管理  
工事完了後、設置した浄化槽については、浄化槽法に基づき適正な維持管理がなされなければならない。
  - (10) 監査等  
この補助金の使途については、本町職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。



様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので通知します。

年 月 日

奈半利町長

記

不交付の理由

奈 半 利 町 長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話

補助事業変更等承認申請書

年 月 付け 第 号により交付決定を受けた奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

3 補助金変更等申請額

様

**補助事業変更等承認（否認）通知書**

年 月 日付けで変更等承認申請のありました奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり承認・否認することにしたので通知します。

年 月 日

奈半利町長

記

1 変更等承認（否認）の内容

2 補助金変更等承認額

3 否認の理由

奈 半 利 町 長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話

補助事業変更届出書

年 月 付け 第 号により交付決定を受けた奈半利町合併処理浄化槽  
設置整備事業補助金について、下記のとおり事業内容の変更をしたいので、奈半利町合併処理浄  
化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更等の理由

2 変更の内容

奈 半 利 町 長 様

報告者 住所  
氏名 印  
電話

実績報告書

年 月 付け 第 号により交付決定を受けた奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、工事が完了したので、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 設置場所の地名番地		
2 設置した浄化槽	人槽規模	人槽
	名称及び型式	
3 補助金交付決定額	金	円
4 実績額	金	円
5 住宅の所有者及び浄化槽管理者	<input type="checkbox"/> 補助決定者本人（共有名義の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 左記の者が異なる（その状況等を備考欄に記入のこと）。	
6 浄化槽工事完了年月日	年 月 日	
7 浄化槽工事業者	所在地	
	名称	(浄化槽設備士名 )
備考		

添付書類

- (1)  浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し、又は補助決定者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類
- (2)  浄化槽法定検査申込書の写し
- (3)  浄化槽工事の出来高明細書及び支払金領収書の写し
- (4)  当該工事を行った浄化槽整備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
- (5)  浄化槽設置配管完了図
- (6)  工事の各工程ごとに、浄化槽整備士及び黒板等に入れた日付が確認できる写真
- (7)  生コンクリートの納品書の写し
- (8)  単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去工事の写真（撤去処分費の補助を受ける場合）
- (9)  撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（撤去処分費の補助を受ける場合）
- (10)  配管工事の写真（配管工事費の補助を受ける場合）
- (11)  その他町長が必要と認める書類

様

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

奈半利町長

記

補助金確定額 金 円

第9号様式 (第11条関係)

奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付け、第 号で交付額確定のあった奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、上記金額を請求します。

年 月 日

奈半利町長 様

補助対象者 住 所  
氏 名 印  
電 話

(付記)

上記の請求金額は、次の銀行口座に振り込んでください。

1 口座の名義 (フリガナ)	( )	
2 銀行名及び支店名	銀行	支店
3 口座の種類及び番号	普通・当座	No.

年 月 日

奈半利町長 様

補助決定者 住所  
 (又は相続者) 氏名  
 電話

印

補助対象合併処理浄化槽譲渡等届出書

奈半利町から補助金の交付を受けた合併処理浄化槽を譲渡しましたので、奈半利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

補助金の交付	年度	金	円	人槽
補助の対象者	氏名		設置場所	
譲渡等の時期	年 月 日	引継説明	年 月 日	
譲渡等の理由	譲渡（有償・無償）・販売・相続・その他（ ）			
譲渡等の相手	氏名		住所	

（相続の場合は、以下を除く。）

以上のとおり譲渡等を受け、法令上の義務等を継承したことに、相違ありません。

継承者 住 所  
 氏 名  
 電 話

印